河合委員からの質問及び回答

資料１－３－３

|  |
| --- |
| [施策名]  Ⅰ４（３）「在日外国人生徒に対する進路指導への活用」  　　　　 「日本語指導が必要な帰国生徒等対象の入学者選抜学力検査における配慮」  「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」  [上記資料のページ番号]  Ｐ.25、28 |
| [質問内容]  出生後に渡日した生徒や、家庭内で外国語を主に使用してきた生徒たちは、複数の言語や文化を理解し、それを活かすことのできる大きな可能性を持つ一方で、日本の教育制度のなかに置かれれば、言語や文化の面で大きな壁を越えなければならないという、他の生徒と比して非常に大きなハンデを負っている。  大阪府の上記制度はそうしたことへの配慮と、生徒への支援として行われていると理解しているが、外国籍、また小中学校在籍時に日本語指導が必要とされた生徒たちの進学はこれらの制度によって適切に保障されているか。大阪府下における高校・大学進学率など全体としての状況を教えてほしい。  併せて、高校卒業後の追跡調査についてこれまでの結果から見えている課題はどのようなものか。また中途退学等、高校入学後卒業以前の状況についても教えてほしい。 |
| [回答]    平成27年度における大阪府全体の中学３年生の高校等進学率が98.2％であるのに対し、日本語指導が必要な中学３年生の高校等進学率は91.2％である。日本語指導が必要な生徒の大学進学率は把握していないが、毎年、大学を招いた「多言語による進路支援説明会」を開催し、生徒の進路実現のための支援を行っている。  　協力の得られた在日外国人生徒を対象とした高校卒業後の追跡調査によると、正規就労の割合は75％、本名での就職は33％、１年以内の離職率は33％などの状況が明らかになった。また、就職後に企業内で差別を受けたと回答した者はいなかった。学校における指導に対しては、概ね肯定的な回答が多く、各学校における就職指導をしっかりと継続していくことが大切であると考えている。  　外国籍や日本語指導の必要な生徒の中途退学の状況は把握していないが、高校入学時には、生徒・保護者が記入する「高校生活支援カード」の多言語版を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図っている。また、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター、多言語学習支援員の配置を行っている。  　なお、外国籍や日本語指導の必要な生徒の大阪府公立高校入学者選抜における配慮状況については、別紙１、２及び３のとおりである。 |